

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)


お知らせ

6月から津島市国保特定健診・後期高齢者健診がはじまります
(健康診査個別健診のご案内)

実施期間
市内医療機関
6月1日(水)～10月31日(月)
海部地域の医療機関
6月1日(水)～9月30日(金)

対象・検査内容・自己負担金等
別紙「保存版」健康診査一覽参照

受診券送付時期
5月下旬に対象者の方へ送付します
(一部の方は、受診券の送付が遅れる場合があります)。

注意 がん検診等の受診券は別途、健康推進課から送付されます。

受診方法
①送付された受診券を受け取ったら、

- 医療機関へ予約をする
(実施医療機関は、受診券に同封してあるチラシをご覧ください)
- ②受診券の問診票欄等を記入する
- ③受診券と保険証を持って、医療機関で受診する
- ④後日、受診した医療機関で結果を聞く

注意事項
津島市国民健康保険および後期高齢者医療以外の健康保険に加入している方で、受診を希望される場合は、お勤め先やご加入の健康保険等へお問い合わせください。

また、年度の途中(実施期間中)に他の健康保険等から津島市国民健康保険または、後期高齢者医療に加入した方で、今年度まだ同様の健診を受けていない方は、健診を受けることができません(施設入所者は対象外となります)。
受診券の再交付・健康診査に関するお問い合わせは、保険年金課へ。



受診結果の情報提供のお願い
津島市国民健康保険に加入中の方で、平成28年度中に人間ドックや職場での

健康診査を受けられる方は、受診結果を津島市へ提供いただくことで、健康状態に応じ、対象の方へ生活改善のアドバイス等をさせていただきます。皆さんの健康管理のためにも、受診結果の情報提供にご協力をお願いします。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線21229

国民健康保険からのお知らせ
平成28年度国民健康保険税納税通知書(第1・2期)を5月中旬に送付します

通知書の内容は、仮算定で前年度の国民健康保険税の10分の2を概算でお支払いいただくものです(平成27年度途中加入の方も同様です)。

納付期限	第1期	5月31日(火)
	第2期	6月30日(木)

7月中旬には、今年度の確定した精算分の納税通知書(第3～10期)を送付します。平成28年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

なお、全額納付を希望される場合は、全ての納付書をご持参のうえ、全額をお支払いください。
保険税はコンビニエンスストアでも納付できます。ただし、納期限を過ぎたり、納付書を汚したりするとご利用になれませんのでご注意ください。

保険税納付は口座振替で!!

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく仕事などで忙しい方に変便利です。市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します(一部利用できない金融機関があります)。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線21225～21229

選挙人名簿の縦覧

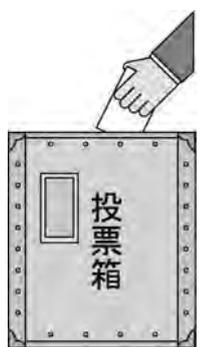
選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。今回6月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成28年6月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成28年3月1日以前に転入された方)です。

今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿を縦覧できます。

期間 6月3日(金)～7日(火)
午前8時30分～午後5時

※市役所閉庁日を希望される場合は、事前にご連絡ください。

問合せ 選挙管理委員会(市役所3階総務課庶務G) 内線23501



歴史・文化のまちづくりにご協力ください

市では、歴史・文化ゾーン(津島駅西地域)にある歴史や文化資産など地域資源を活かしたまちづくりを進めています。このまちづくりに賛同・応援していただける皆さまからのご厚志を積み立てるため、「歴史・文化のまちづくり基金」を創設しました。

基金にご協力いただける方は、市役所3階企画政策課へお越しいただくか、電話・FAX・メールにてご連絡ください。皆さまのご協力をお待ちしております。

問合せ 企画政策課歴史・文化のまちづくり推進G内線23333・23334
24-1179-1
machio@city.tsushima.lg.jp

小路めぐりマップ策定部
求むー小路めぐりマップ策定部員

市では、歴史・文化ゾーン(津島駅西地域)にある魅力ある地域資源や小路を楽しく巡るマップを検討するため、小路めぐりマップ策定部を開催します。

また、小路めぐりマップ策定部の部員として、津島のまちが大好きな方、まちの歴史に詳しい方、まちの魅力を再発見したい方など、小路めぐり



※歴史・文化ゾーン…緑線内地域

りマップの作成にご協力いただける方のご参加をお待ちしております。

日時 5月28日(土)
午後2時~4時

場所 文化会館大ホール

内容 小路めぐりマップ策定部は、ワークショップやまち歩きをして、まちの魅力や小路の楽しさを再発見しながら、散策ルートを検討します。出来上がったマップを使ってモニターツアーを行い、参加者の意見を聞いて、小路めぐりマップを完成させる予定です。

対象 小路めぐりマップの作成に興味のある方で、マップ作成のための会合(土曜日午後、複数回開催予定)に参加できる方

申込 当日会場受付または左記へ

問合せ 企画政策課歴史・文化のまちづくり推進G 内線23333・23334

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法及び各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。事業主の方々の一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- 退職者(退職予定者を含む)
- 二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- 毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- 給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204

軽自動車税について

平成28年度軽自動車税納税通知書の発送日は、5月6日(金)です。

平成26・27年度税制改正により、平成28年度から税率が変更となる車両があります。

税率の詳細については、平成28年3月号「市政のひろば」や市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204



生活支援相談窓口からのお知らせ

生活支援相談窓口は、市役所1階(宿直室隣)にて開設しています。

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方にとどのような解決方法があるか一緒に考え安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは困っていることを何でもご相談ください。内容によっては専門的な機関を紹介します。市役所などの窓口へ手続きに行ったらよいか分からない時でも、ご案内しますのでお気軽にご相談ください。なお、家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

問合せ 生活支援相談窓口

内線21336

平成28年経済センサス
活動調査にご協力ください

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、平成28年経済センサス活動調査を実施します。

経済センサス活動調査は、同一時点で全国すべての産業分野における事業所および企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。

調査対象

全国すべての事業所および企業

調査方法

5月中旬に調査員が事業所および企業に伺い、調査票をお配りします。

回答方法(次のいずれかの方法による)

- ① 調査員へ直接調査票を提出する
- ② インターネットを利用する

※ インターネットでの回答は、簡単な作業、24時間いつでも対応可能など、メリットがあります。ぜひ、インターネット回答をご利用ください。

※ 支社等を有する事業所および企業については、国が契約する民間事業者を通じて調査票が郵送されます。

なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。

問合せ 企画政策課行政経営G

内線23332

国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20歳～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下の表を参考にしてください。

こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度があります	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格(25年)がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満す期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
30歳未満(7月以降は50歳未満に拡大予定)の方で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

問合せ 保険年金課医療・年金G(市役所1階) 内線2121・2122
中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

新たなコミュニティ拠点施設

「津島市公共施設再構築基本計画」に基づき、4月1日から神守公民館が神守小学校区コミュニティセンターになりました。

地域コミュニティ活動の拠点施設として、神守小学校区コミュニティ推進協議会が管理運営します。利用方法の詳細な内容については、左記へお問い合わせください。

問合せ 神守小学校区コミュニティセンター
☎24-6140

児童福祉週間

5月5日(木・祝)～11日(水)

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

現在子どもを取り巻く諸問題は多く提起されています。未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境を作っていきます。

問合せ 子育て支援課 内線☎2204



清掃事務所からのお知らせ

問合せ ☎26-4228

ふれあい収集

家庭ごみを集積場所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、週一回、市職員が訪問し、ひとり暮らしの方には、声を掛けて、ごみを収集します。

対象

- ひとり暮らしし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯

対象ごみ

可燃ごみ・プラスチック製容器包装ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ

申込 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または、福祉課までお申し込みください。

その他 申し込み後、世帯を訪問調査し、収集の可否を決定します。

一時大量ごみの排出について

一時大量ごみの排出により、ご家庭から引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に、大量のごみが排出される場



合があると思います。

集積場に、一度に大量のごみを出す、収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルともなりかねません。

このような場合、一度に出すのではなく数回に分けて出していただくか、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

集積場へのごみ出しについて

ごみ集積場へのごみ出しは、必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。出された方は、再分別して出し直してください。



中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いしています。

穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

しかし、各ご家庭にはどうしても使

い切れない、中身が残ったスプレー缶・カセットボンベもあると思います。

そういったスプレー缶・カセットボンベを回収するため、6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意しそれらを収集します。

また、市役所、神守支所、神島連絡所、保健センターにも随時持ち込めるよう、専用のカゴを6月から配置します。

注意事項

通常の資源ごみ回収でスプレー缶等を出す場合は、必ず使い切り穴を開けて排出してください(厳守)。

シルバー人材センターからのお知らせ

当センターは、会員が生きがいをもって働くことにより健康を維持し、地域の活性化に貢献しています。

市内在住60歳以上の健康で、働く意欲があり、家族の同意がある方を募集しています。

※入会説明会(月一回)に参加して、センターの内容をご確認ください。気軽に入会説明会にご参加ください。

リサイクル事業(堆肥)

剪定作業で出た枝葉を粉碎して、鶏糞とともに発酵させた有機肥料を有料で提供しています。くわしくは、直接または電話で左記へ。

問合せ (公社)津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)

☎26-8448